

総合計画等策定支援業務仕様書

1. 業務名

総合計画等策定支援業務

2. 業務の目的

本業務は、「赤井川村総合計画（後期基本計画）」が令和7年度をもって計画期間が終了することを受けて、令和8年度から17年度を計画期間とした基本的構想及び5年間の計画である「赤井川村総合計画（前期基本計画）」を策定することを目的とする。

また、人口減少克服・地方創生を目的とした「赤井川村総合戦略」も令和7年度をもって計画期間が終了する。次期総合戦略については、「赤井川村総合計画」における重点プロジェクトとして総合計画の前期基本計画に位置付け、両計画を一体化として策定する。

3. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日

4. 業務の概要

(1) 村の現況把握及び構造の分析

村及び道等の既存地域資料（各種計画書等）を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・整理し、計画策定の基礎とする。

(2) 住民アンケート調査の実施と報告書の作成

総合計画策定のための基礎調査として、アンケート調査を実施する。回収されたアンケートの回答は、入力・集計を経て報告書としてとりまとめ、総合計画への反映を行う。

・対象者及び票数

中学生以上の村民全員（約1,000票 高校生以上向けと中学生向けの2種）

・アンケート調査実施に係る作業分担

発注者	受託者
実施方針の確定	調査票案の作成と補修正（WEB構築含む）
調査票案の検討と確定	アンケートWEBフォームの設計
対象者の抽出及び宛名ラベル作成	回収アンケートの入力
調査票及び発送・回収用封筒の印刷	自由記述回答部分の整理
封入・封緘及び宛名ラベル貼付作業	単純集計・クロス集計
アンケート配布・回収経費負担	調査結果の分析
回収アンケートの開封・管理	アンケート結果報告書案の作成と補修正
アンケート結果報告書案の検討	

※アンケートWebフォームの設計

アンケートWebフォームはパソコンのほかに、スマートフォン、タブレット端末からも回答ができるようにし、ユニバーサルデザインに配慮したレイアウトやフォント、色、文字の大きさの調整ができるものとする。調査実施前には、あらかじめ村が内容を確認できるものとし、指示・指摘した修正事項は反映するものとする。

回答にあたっては、回答途中で一時保存ができるような機能を備えるものとし、正確な回答を得るため、回答必須の設問に未回答の場合は、エラーメッセージが表示されるようにすること。

そのほか、調査対象者が回答ページにアクセスしやすくするため、URLを二次元コード化し、案内文に掲載するものとする。

(3) トップインタビューの実施

村長に対してインタビューを実施して、将来に向けた課題やまちづくりの方向性などを把握し、計画策定の基礎とする。

(4) 現行計画の進捗状況の確認

現行計画の施策ごとに達成度を評価するために、各課に向けたシート調査を実施する。シートのフォームの提案や調査結果のとりまとめ等を行うとともに、計画への反映を行う。また、必要に応じて、各課ヒアリングを実施し、計画策定の基礎とする。

① 総合計画

現行計画の施策の進捗・達成状況等を把握し、その効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証する。

② 総合戦略

第2期総合戦略の具体的な取組の進捗状況やKPI（重要業績評価指標）等の達成状況について把握し、それぞれの効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証する。

(5) 人口ビジョンの素案の策定

現行の赤井川村人口ビジョンの推計値と実績値の乖離等の分析・検証をしたうえで、最新の人口データに基づき、将来人口を推計する。

また、アンケート調査等の基礎調査結果を踏まえ、赤井川村の人口変動要因やその改善のための課題を分析し、人口に関して目指すべき将来の方向案を提示した上で、赤井川村の示す方針に基づき、赤井川村が目指す人口水準、地域社会像等の将来展望を記載した「人口ビジョン」素案を作成する。

(6) 主要課題の整理

(1) から (5) までの調査結果を踏まえ、「赤井川村総合戦略」と一体となった「赤井川村総合計画（前期基本計画）」の策定に向けたまちづくりの課題について、体系的に整理する。また、場合によっては、人口ビジョンの一体化も検討する。

(7) 審議会等の運営支援

審議会（1回程度）等に参加し、運営支援（資料等や議事録要旨の作成など）を行う。

(8) まちづくり施策に係る先進事例の提供

本業務の策定に関わる関連各課において、まちづくり施策を検討する際の資料とするため、全国の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体の面積、人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・総事業費・担当部局名をはじめ、目的・特色・関係条例名などの先進事例を提供するものとする。

(9) 法律や制度などの動向に関する情報提供

まちづくり分野に関する法律改正・制度変更はめまぐるしく動いており、本業務を行う上で法律や制度の動向を常に把握し検討していく必要がある。本業務の期間内において、法律改正や制度変更の情報をとりまとめ、逐次情報提供すること。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要等」を分かりやすくとりまとめ、まちづくりに関する分野及び村が把握しておくべき分野を網羅すること。

5. 成果品

(1) アンケート結果報告書 データ納品 (A4判、80頁程度、1色刷り)

(2) 本業務関連の電子データ一式 (CD-ROM)

6. その他

(1) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、赤井川村個人情報保護条例を順守するとともに、「プライバシーマーク」認証を要する。

(2) 受託者は、本業務において委託者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である ISO/JISQ27001 (情報セキュリティマネジメントシステム) 及び JISQ15001 (プライバシーマーク) に認証取得 (または、過去に認証取得していた実績を有する) されているとともに、機密保持に関する社内規定を設けていることとし、作業着手前にそれを証明する書類 (認定証の写し) 等を委託者に提出するとともに、業務執行体制内に配置すること。

(3) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

(4) 事業詳細及びこの仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。